

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 二 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。
（地域観光課員駐在所）

第11条の2 地域観光課が所掌する事務の一部を行うため、四万十市に地域観光課員駐在所を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第76号**

**高知県契約規則の一部を改正する規則**

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第19条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「さらに」を「更に」に改め、同条第5項中「押印のうえ」を「押印の上」に改める。

第20条中「行なう」を「行う」に改める。

第26条第2項中「前条」を「同項」に、「行なわず」を「行わず」に改める。

第31条の2第1項及び第2項中「第167条の2第1項第3号」を「第167条の2第1項第3号又は第4号」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

**第5章 競り売り**

第33条第1項中「せり売り」を「競り売り」に改め、同条第2項中「せり売り」を「競り売り」に、「行なうため」を「行うため」に改める。

第34条（見出しを含む。）及び第35条中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第37条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「さらに」を「更に」に、「これに」を「、これに」に改める。

第40条第6号中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第44条中「こえる」を「超える」に改める。

第48条の見出し中「行なう」を「行う」に改める。

第52条第1項中「立会」を「立会い」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第56条の見出し中「行なった」を「行った」に改め、同条中「行なわせた」を「行わせた」に改める。

第57条中「行なった」を「行った」に改める。

第58条第1項中「こえる」を「超える」に改める。

第59条中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「次の各号に」を「次に」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第60条中「承認又は協議若しくは報告すべき」を「承認を求め、又は協議し、若しくは報告すべき」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記第2号様式中「承諾のうえ」を「承諾の上」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県契約規則別記様式は、この規則による改正後の高知県契約規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。